

25 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

【提案・要望】

耐震化事業に係る国庫補助の充実を図ること

- 1 私立学校・幼稚園施設耐震化事業（補強・改築）については、学校法人の耐震化計画に支障が出ないように、必要とされる事業費を確保すること
- 2 私立学校・幼稚園施設耐震化事業の補助率については、公立学校より低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- 3 令和2年度までの時限措置となっている、耐震改築工事に係る補助制度については、令和3年度以降に実施を計画している法人があるため、制度を延長すること

【本県の現状・課題等】

本県の私立学校及び私立幼稚園の耐震化率は、全国平均を大きく下回っており、災害時における幼児、児童、生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。

また、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された学校施設が多く、耐震化を早期に進める必要があるが、財源確保が最大の課題となっている。

幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境づくりは、公立、私立の区別なく進める必要があるが、私立学校・幼稚園施設の耐震化事業に対する国庫補助率は、公立学校より低く設定されている。

耐震改築工事については、多額の事業費が必要であるが、希望する学校法人の財政基盤が脆弱であり、直ちに着手が困難な状況にある。

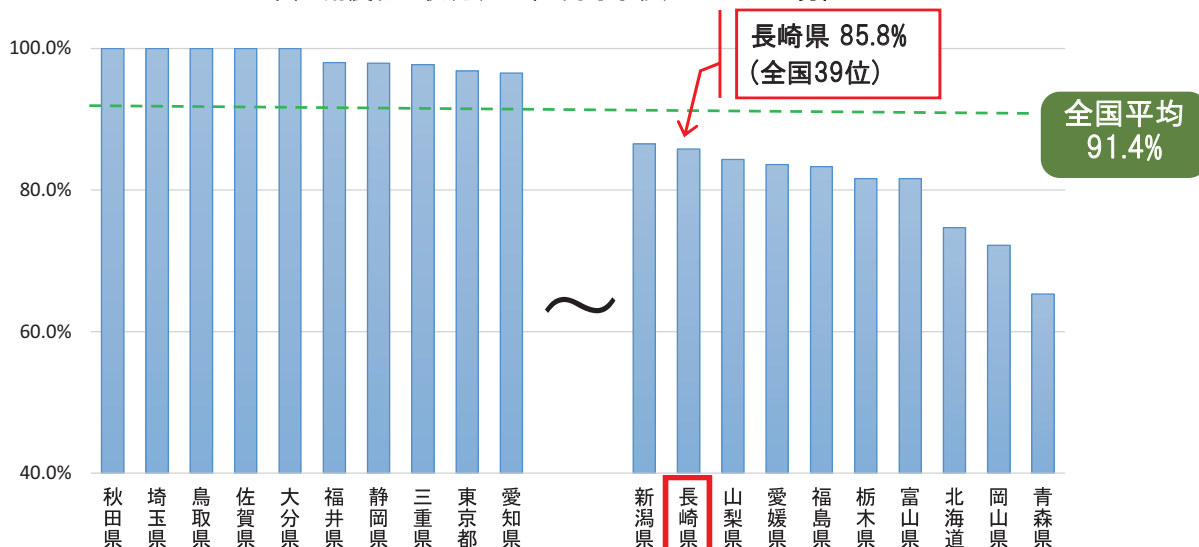
これらの法人では、施設整備費の徴収拡大などによる財務状況の改善、複数の建物の統合計画、令和2年の耐震診断着手など、具体的な耐震化計画を立てて取り組んでいるが、国の補助制度が廃止されると、財源の確保に支障をきたし、事業着手が難しい状況となる。

（ 令和3年度以降改築を希望する法人数：6法人、11棟
うち1法人、寮1棟は令和3年度に着手を計画
対象となる法人の経常収支差額比率（H30）：-4.8%
※学校法人の経常収支差額／経常収入 ）

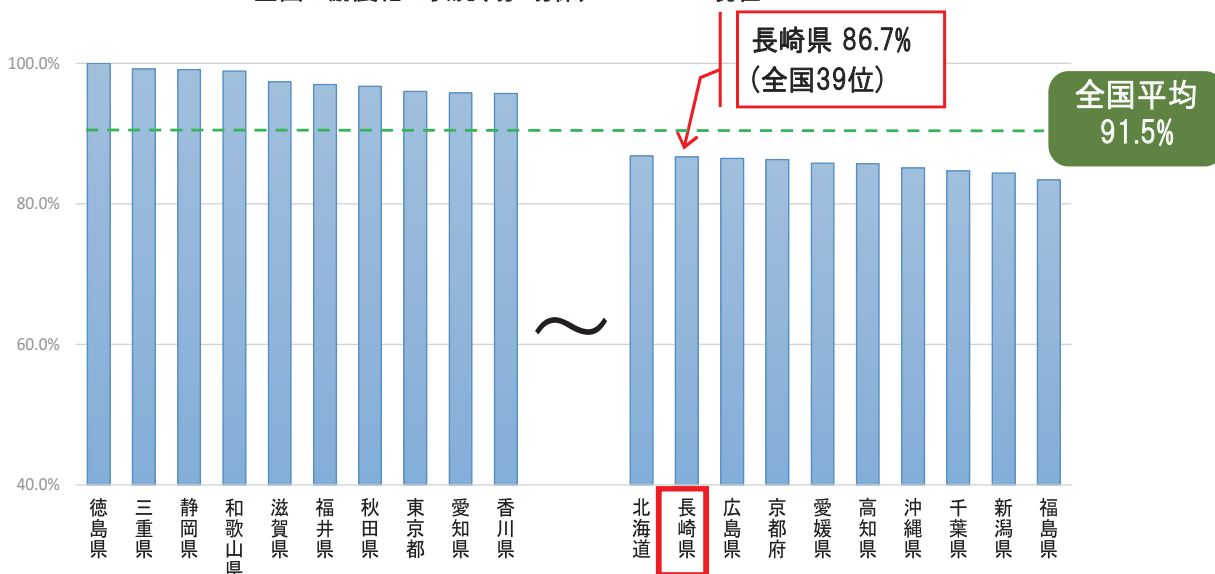
（本県の取組）

本県では、平成21年度から国の補助に県単独の上乗せ補助を行っており、更に平成28年度からは緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難所とされている学校施設については、県単独の補助率を1／6から1／3まで引き上げている。

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H31.4.1現在



全国の耐震化の状況(幼・幼保) H31.4.1現在



◎昭和56年以前
建築棟数の全棟数に占める割合

全国	長崎県	本県順位
32.4%	41.3%	3位

◎公私立の国庫補助率

		公立	私立
耐震改修工事	Is値0.3未満	2/3	1/2
	Is値0.3以上0.7未満	1/2	1/3
耐震改築工事(Is値0.3未満)		1/3、1/2	1/3

【提案・要望実現の効果】

(耐震化に係る予算の十分な確保)

補助要件を満たす事業について、必要な予算を確保することで早期かつ計画的な耐震化に取り組むことができる。

(耐震化事業の国庫補助率)

設置者負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境が確保される。

(耐震改築工事に係る補助制度の延長)

耐震補強よりも多額の事業費を要する耐震改築が必要な学校施設について、設置者負担が軽減され、計画的に事業着手することができる。

26 原爆被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 被爆者に対する保健医療福祉の充実
 - (1) より被爆者救済の立場に立って原爆症の認定を行うこと
 - (2) 特定健診の健診項目を追加するなど健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 介護保険利用に伴う援護対策の改善を図ること
 - (4) 被爆者関係施設の施設・設備整備に助成措置を講じること
 - (5) 被爆者医療及び介護保険の地方財政負担の改善措置を講じること
 - (6) 在外被爆者の援護について、居住国等における実情を踏まえ、より利用しやすい制度、事業となるための措置を講じること
- 2 被爆実態に関する調査研究の促進
 - (1) 原爆被爆による被災調査の促進を図ること
 - (2) 原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
 - (3) 被爆二世に係る健康状況の実態調査を国において実施すること
- 3 原爆死没者に対する弔意事業等を充実強化すること
- 4 被爆体験者及び被爆二世に対する援護等の促進
 - (1) 被爆体験者支援のための更なる手続き簡素化や対象合併症の拡大及び対象外となっている県外居住者や原爆投下時胎児であった者の精神的影響の検証を行うこと
 - (2) 被爆二世の健康診断について、がん検診の拡充などより一層の充実を図ること
- 5 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）の医療国際協力事業への助成措置を講じること

【本県の現状・課題等】

被爆者及び被爆体験者の平均年齢は80歳を超えており、日常生活に支援を必要とする方が年々増加している状況で、被爆者等の実態に即した援護対策の充実・強化が急務となっている。

原爆症認定については、平成25年度の新基準導入後も、全国的に訴訟が続いており、行政認定と司法判断の乖離が解消されていない状況である。

被爆体験者及び被爆二世について、現時点では放射線影響に関する科学的知見が得られていないため、被爆者援護法に基づく援護の対象となっていない。

被爆者健康手帳所持者には介護保険サービス利用時の自己負担分に対する助成制度があるが、対象とならないサービスがあることや、また、被爆体験者支援事業においては、県外在住者や原爆投下時胎児であった者が事業の対象となっていないことなど、制度上の不均衡が生じている。

【被爆者数、被爆体験者数と平均年齢】

被爆者数及び平均年齢（令和元年度末現在）				
区分	被爆者		被爆体験者	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
長崎県（長崎市を除く）	9,871人	83.76歳	1,173人	81.9歳
長崎市	25,726人	83.00歳	4,514人	82.1歳
県全体	35,597人	83.21歳	5,687人	82.1歳

【原爆症の認定について】

被爆者の高齢化の現状に鑑み、法律の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立つて原爆症を認定するとともに、引き続き必要な見直しを行っていただきたい。

【介護保険等利用に伴う援護対策の現状】

○助成対象外サービス <ul style="list-style-type: none">・夜間対応型訪問介護・訪問入浴介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)・地域密着型特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与 など → 全ての介護保険サービスを助成の対象とする	○所得制限がある介護保険サービス等 <ul style="list-style-type: none">・訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一部 ※ 所得制限・・・所得税の納税が発生する場合、自己負担に対する助成がない。 → 所得制限を撤廃する
--	--

【被爆者関係施設への助成措置について】

厚生労働省が日赤への委託事業として実施している「原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究」について、長崎原爆病院における事業の円滑な実施を図るため委託事業予算を増額していただきたい。

【在外被爆者の援護について】

国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、高齢化も重なって、煩雑な申請手続きを行うことが困難となっているため、申請手続きを簡素化していただきたい。

また、国の「在外被爆者支援事業」について、現地研修事業及び受入医師研修事業における原爆被爆者の治療にあたる医師等を対象とした研修で活用する医学教科書の作成など、より利用しやすい事業にしていきたい。

【長崎被爆体験者支援事業（国からの委託）】

第二種健康診断受診者証所持者のうち被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患に要医療性があると判断された者に「被爆体験者精神医療受給者証」を交付し、精神疾患及びこれに起因する合併症の治療等に係る医療費を支給。

高齢化により、煩雑な更新手続きが難しくなっている。
H30.4～更新期間が1年から3年に延長
→ 更なる手続きの簡素化が必要

対象者：長崎県内居住者 ○
長崎県外居住者 ×
原爆投下時胎児であった者 ×
→ 県外居住者・原爆投下時胎児であった者の精神影響調査を実施、その検証結果に基づく対象者の明確化が必要

多くの疾患に苦しんでいる。
(最近追加された合併症) (対象外の主な疾患)
・認知症 (H28.4) ・がん ・肺炎
・脳血管障害 (H29.4) ・貧血 ・関節症
・糖尿病の合併症 (H30.4)
・脂質異常症 (H31.4)

【長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）による国際貢献】

(令和元年度末現在)

主な事業	受入人数 (累計)
韓国医師等研修	242人
チェルノブイリ等関連国医師研修	166人

【提案・要望実現の効果】

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持が図られ、より多くの人々を救済することができる。

調査を行うことによって、より被爆の実態に沿った援護施策を推進することができる。また、被爆による遺伝的影響等の調査を行うことによって、健康不安を感じている二世への援護の充実が図られる。

今後も弔意事業及び被爆の実相の啓発活動を行うことにより、後世に原爆の悲惨さと平和の大切さを伝え、世界の恒久平和の実現に寄与できる。

ナシムに対して国から助成を行うことにより、本県が有する被曝（爆）者医療実績と成果を活かし、国際協力を一層推進することができる。

27 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金制度の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置について、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の現状・課題等】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
世界的に脱炭素化に向けたエネルギー構造の変革が進む一方、我が国の石炭火力発電はエネルギー基本計画においてベースロード電源とされており、今後とも国のエネルギー政策を支える重要な位置づけとなっている。しかしながら、電源立地地域対策交付金交付規則にある、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数については、平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町村に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしている。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町は、国の電源立地地域対策交付金の運用について（通達）において、「発電施設の敷地から水域を隔てた場合は、6km以内の隣接市町村に限る」旨の規定があるため交付対象外となっている。
松浦市鷹島町をはじめ、原発周辺地域において、非常に厳しい財政状況のなか、農林水産業や企業立地など産業の振興に県や地元自治体は努めているが、引き続き原発の所在による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を強いられるなど、本県の不利な条件を克服するための対策が必要であり、原発所在自治体との不均衡の是正が急務である。

【移出県等交付金の算定にかかる係数（現行）】

	H22以前		現行(H23～)	
	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース
原子力	1.6	2.4	—	2.4
水力・地熱	1.3	2.0	1.3	2.0
火力	1.0	1.5	0.9	1.0

交付金算定にかかる計算式

$$\text{発電電力量} = \left[(\text{想定発電量} \times 0.9 \times 1/3) + (\text{実績発電量} \times 1.0 \times 2/3) \right]$$

$$\text{移出県交付金} = (\text{発電電力量} - \text{消費電力量}) \times \text{交付単価} (27 \text{円})$$

交付単価の引き下げ（28円→27円）

【電源立地地域対策交付金の対象地域（現行）】

区 分	所在市町	隣接市町	隣々接市町
所在県	○	○	○
所在県外		○ ※1	× ※2

※1 「水域を隔てた場合は、6 km以内の市町村に限る」
⇒ 鷹島町は8 km以上であり、隣接とならない。

※2 「隣々接地域は発電用施設等の所在都道府県内のものに限る」
⇒ 所在県外の隣々接市町村は交付対象外



松浦市鷹島町から
玄海原子力発電所を望む



※UPZ (Urgent Protective action planning Zone)
(緊急時防護措置を準備する区域) 原発から30km

【提案・要望実現の効果】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
移出県等交付金の交付算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興とともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

28 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省、総務省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復に向け、漁業者が成果を実感できる抜本的対策や取組の展開を図るため、総合的な調査・研究を実施するとともに、海域特性に応じて以下の対策・支援を行うこと

- 1 漁場環境対策について、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な手順を具体的に示すとともに、大規模な実証事業を含む必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うこと
- 2 養殖・漁船漁業振興対策について、新たな養殖技術の更なる普及を図るとともに、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること
また質の高い種苗の大量放流などによる水産資源の回復を図ること
- 3 地方自治体の財政的な負担を軽減する特例措置について、公害財特法は令和2年度、有明海等特措法は令和3年度に適用期間の期限を迎えることから、本特例が継続されるよう、適用期間の延長を図ること

【本県の現状・課題等】

有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況である。

平成29年3月に「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」がとりまとめ公表されたが、具体的な再生目標や抜本的な再生方策の提示に至っていない。引き続き、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因を十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。

漁場環境改善対策については、平成27年度から有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組などを実施しており、一部で効果が見え始めているが、局所的で持続性に課題があり、海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、作滞（さくれい）や覆砂などの抜本的な漁場改善手法及び効果を持続させるための対策の確立とそれを踏まえた大規模かつ継続的な対策の実施を可能とする特別な事業及び財政支援措置が必要である。

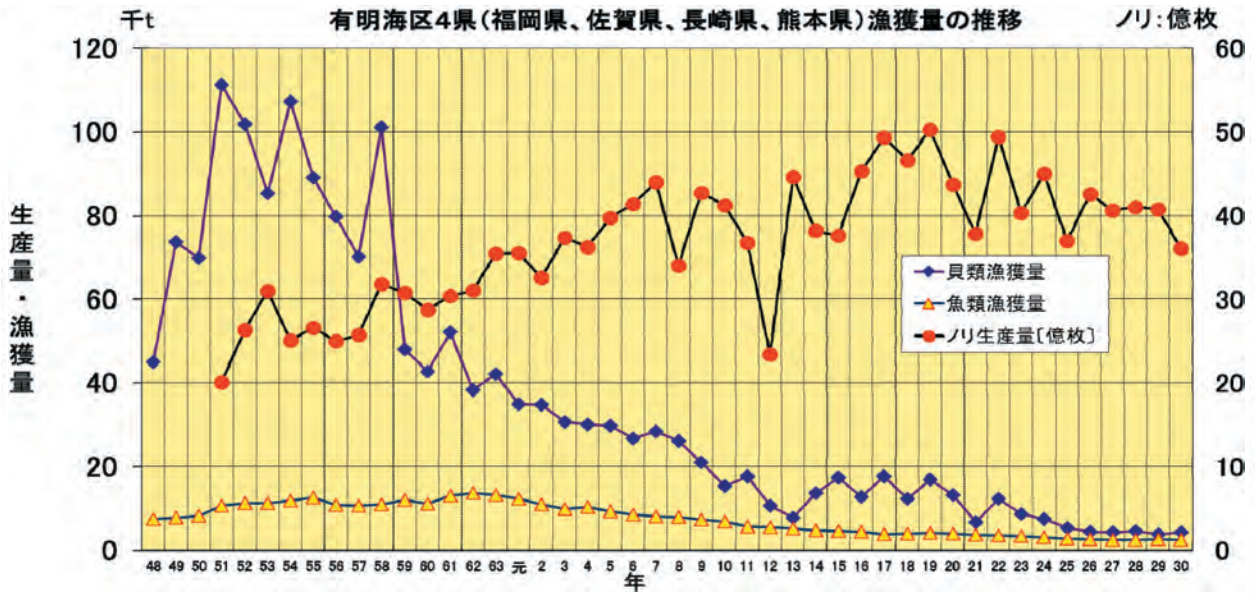
養殖・漁業振興について、養殖生産の規模拡大や、質の高い放流用種苗の安定確保などが課題となっている。

また赤潮対策について、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。

（本県の取組）

県計画の下で「海域環境の保全及び改善」として海底耕うんや堆積物除去など、また「水産資源の回復等による漁業の振興」として4県協調によるタイラギの種苗生産やガザミの種苗放流、カキやアサリの新たな養殖技術の普及などに取り組んでいる。

海底耕うんや、高品質ブランドとして垂下式養殖アサリ「ゆりかごあさり」、日本一の牡蠣と評価されるシングルシードカキ「華漣」など、一部に成果も出つつあるが、地元から、漁業者が成果を実感できるような、抜本的な対策や取組を展開していただきたいという強い要望があり、漁業者の所得向上につながる対策の実施が必要である。



【提案・要望実現の効果】

- 1 漁場環境対策について
漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。
- 2 養殖・漁業振興対策について
養殖業の規模拡大、質の高い種苗の大量放流などにより、養殖業、漁船漁業の生産が拡大し、経営安定が図られる。
また赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることによって、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。
- 3 財政支援措置の継続について
財政支援措置の継続により、安定的な対策の実施が可能となる。

29 防災・減災対策による強靱な県土づくりについて

【内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省】

【提案・要望】

頻発・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりを進めるため、継続して国土強靱化対策を強力に推進すること

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も引き続き別枠として国土強靱化対策を推進するための予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債の制度を継続すること
- 2 防災・減災のために重要なインフラの整備促進及び予算の確保
 - ・無電柱化推進計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助
 - ・道路災害防除事業
 - ・港湾改修事業、海岸事業
 - ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業
 - ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）
- 3 災害に強い農山漁村づくりのための漁港、漁港海岸施設、農地海岸施設、治山施設、地すべり対策、ため池等の整備促進及び予算の確保
 - ・農山漁村地域整備交付金
 - ・民有林治山事業
 - ・農村地域防災減災事業
 - ・水産基盤整備事業

【本県の現状・課題等】

急峻な山地や崖地が多い地形条件に加え、前線に伴う集中豪雨、また、台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が生じており、県民生活に多大な影響を与えている。今後も気象変動等の影響により頻発・激甚化する集中豪雨や巨大台風、大地震などの自然災害に備え、県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策による強靱な県土づくりを着実に推進する必要がある。

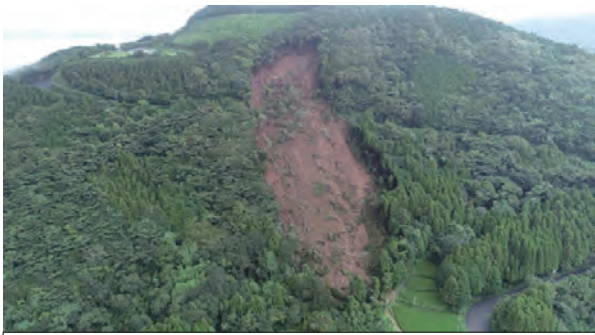
農山漁村地域においても、漁港数は229箇所と全国2位、漁港海岸は887kmと全国1位、山地災害危険区域は3,068箇所と全国中位ではあるが、県土面積に占める割合は高く災害が発生しやすい環境にある。

また、県内に902箇所の防災重点ため池を抱えており、早急な整備が必要となっている。

緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債などの防災・減災対策に活用できる地方債の制度は、いずれも令和2年度までの事業となっているが、令和3年度以降も継続的な防災・減災対策を進めるためには、制度の継続が必要である。

（本県の取組）

令和元年度には平成27年に策定した「長崎県国土強靱化地域計画」を改定したところである。改定に当たっては、防災・減災に資する個別事業を明記するなど、更なる充実を図っており、計画に基づき着実に整備を進めることとしている。



地すべり被災状況
令和元年8月27日発生
松浦市志佐町 高野地区



佐護川 洪水による浸水状況
令和元年9月22日発生
対馬市



木場漁港 防波堤被災状況
令和元年9月 台風17号
佐世保市



(一)青方港魚目線 道路被災状況
令和元年7月20日
新上五島町



山腹崩壊被災状況
令和元年8月27日発生
佐世保市下歌ヶ浦地区



ため池外堤法面の崩壊状況
平成30年7月
佐世保市

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

十分かつ安定的な予算及び地方財政措置が講じられることにより、「長崎県国土強靱化地域計画」に基づく計画的かつ継続的な防災・減災対策を推進することができる。

(項目2)

防災・減災対策の充実により、県民の生命・財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保するとともに、道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化により災害に強い緊急物資輸送のネットワークが構築できる。

(項目3)

防災・減災対策を行うことで、農山漁村の安全が確保され、生産者が安心して経営を続けることができるとともに将来にわたり集落を維持保全することができる。

30 インフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

1. 予算確保

（個別補助、防災・安全交付金）

- ・道路メンテナンス事業補助
- ・舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・堰堤改良事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・公園施設長寿命化対策支援事業

2. 施策拡大（適用拡大）

- ・橋梁、トンネルの点検における補助率の拡大及び補修を伴わない点検にかかる自治体負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、補修事業の交付金化及び起債対象化
- ・堰堤改良事業の事業採択基準の緩和
- ・砂防、地すべり、急傾斜の緊急改築事業における事業採択基準の緩和
- ・公共施設等適正管理推進事業債の充当率及び交付税措置率の拡充

【本県の現状・課題等】

高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備を進めた。これにより、架設後50年経過している橋長15メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）が、現在の129橋（17%）から20年後には410橋（54%）となり、トンネルにおいても建設後50年経過しているものが現在の17本（12%）から20年後には59本（42%）と急速に老朽化が進行する。

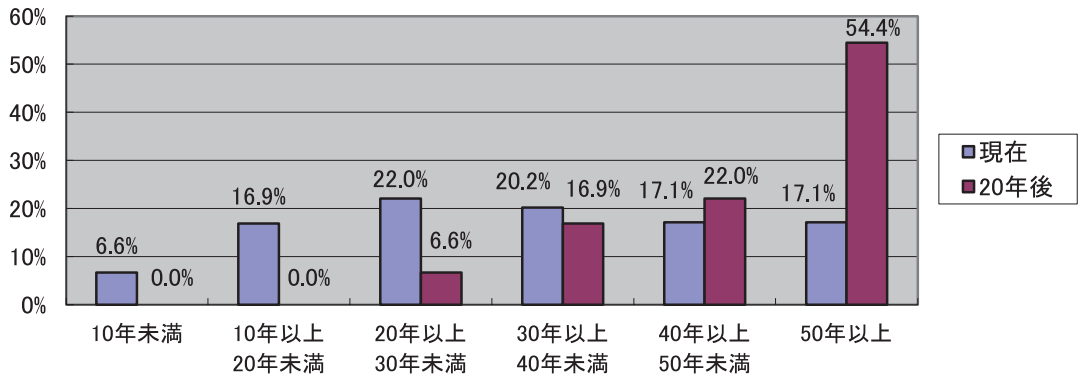
また、橋りょう、トンネル以外の施設も同様に老朽化が進行している。

今後、老朽化するインフラ施設の維持補修や更新費用の増大が予想されることから、コストの縮減・平準化を図るための維持管理計画に基づいた整備が必要である。

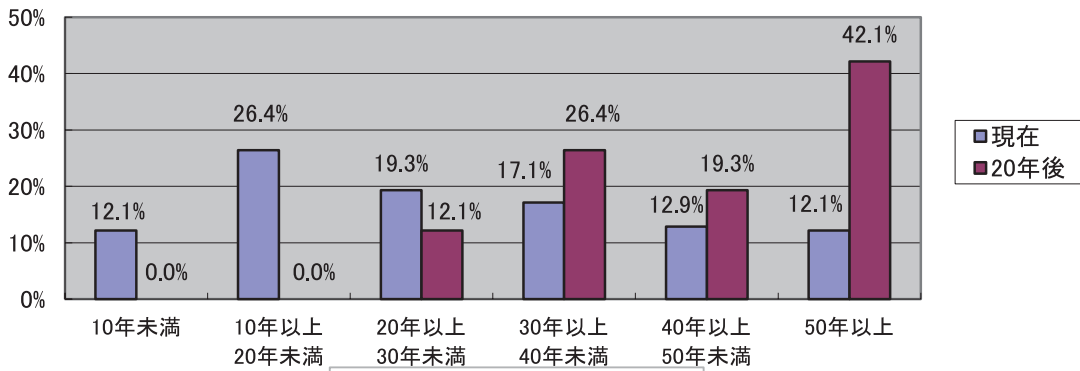
（本県の取組）

本県では平成27年度に、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、インフラにおいてもこれに基づきライフサイクルコストの縮減等の戦略的な維持管理を実施している。

○橋りょう、トンネルに関する「現在」と「20年後」の建設経過年の比較



橋りょう (橋長15m以上)



トンネル

【部門別の補修事業等】

部門	事業採択基準	財源				③市町費	要望内容
		①国費	②県費	④起債	⑤一財		
道路点検		64%	36%	0%※1	36%	0%	補助率の拡大及び 県負担分を起債対象
港湾		1/3～ 45%	41～ 50%	0%	41～ 50%	0%	浚渫事業の県負担分 を起債対象化
河川	補助事業なし						交付金の適用拡大 及び起債対象化
堰堤改良	4億円 以上	40%	60%	45%	5%	ダムごと	事業採択基準の緩和
砂防	1億円 以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和

※1：補修を伴わない場合

公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30～50%

要望内容：充当率及び交付税措置率の更なる拡充

【提案・要望実現の効果】

必要な予算の確保及び施策の拡大（適用拡大）が行われることにより、計画的な維持管理が可能となり、ライフサイクルコストの縮減や平準化につながる。

31 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 離島の小・中学校における教育課題を解消し、教育水準の維持向上を図るために、離島の学校に対する教職員加配制度を創設すること
また、離島の高校に対する教職員加配制度を堅持すること
- 2 離島の高校への留学について、留学生の受入れ環境の整備にかかる支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

<離島地区における教員数の確保>

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小・中学校の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況を抱えており、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、健康管理や緊急医療対応等において課題がある、教頭や他の教員が事務を担当するため児童生徒と関わる時間を奪うことになるなどの教育課題が生じている。

これらの課題へ対応するため、非常勤講師の配置を行っているが、離島の学校においては人材確保が困難であることから十分に配置できない状況である。

離島の小・中学校における教育課題を解消し、教育水準の維持向上を図るために、離島の学校を支援する加配制度の創設が急務となっている。

また、離島の高校においては、国からの加配により教育活動の充実が図られているが、この措置がなくなると当該校の特色ある教育活動や生徒の実態等に配慮できなくなることから、引き続き離島地区の学校に対する加配措置が不可欠である。

<離島留学制度への支援>

「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高校・壱岐高校・五島高校の3校で実施し、平成30年度から五島南高校・奈留高校の2校を加え、5校で実施している。

近年、離島留学生が増加しているが、その受入れ体制が十分ではないことから、里親住居の改修費用等の受入れ環境にかかる施設整備に対する支援が必要である。

○複式学級の状況【令和元年度】

(単位：校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	45	33
学校数	74	249
複式学級を有する学校の割合	60.8%	13.3%

○免許外教科担任発生の状況【令和元年度】

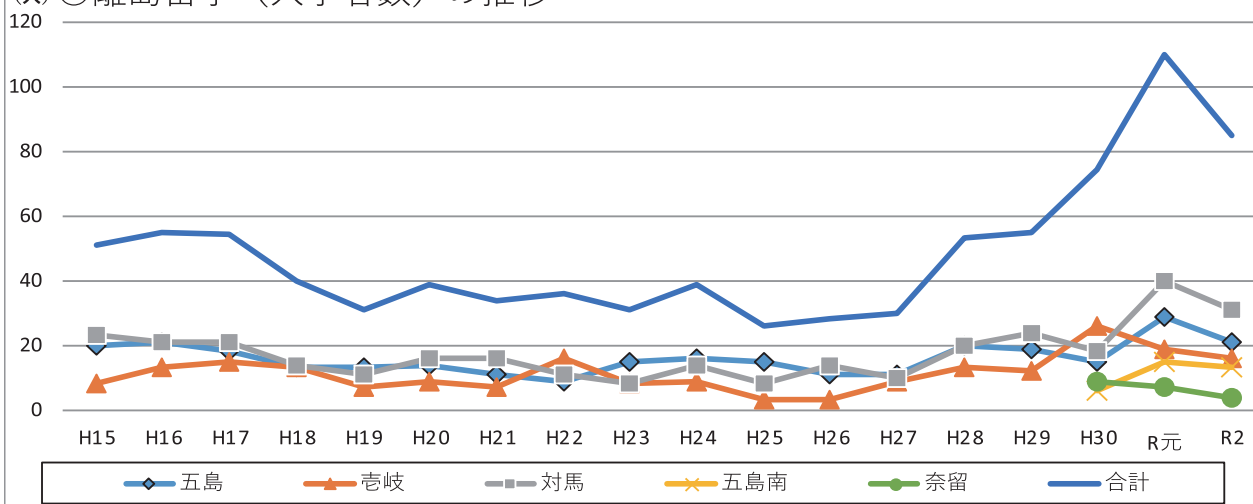
(単位：校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	29	26
学校数	43	128
免許外教科が発生している学校の割合	67.4%	20.3%

○本県離島地区高校の学校規模

収容定員	～120人	～240人	～360人	～480人	～600人	～720人
学級数	～3	～6	～9	～12	～15	～18
学校数	5校	3校	1校	2校	2校	0校
離島地区13校／県立高校56校						

(人) ○離島留学（入学者数）の推移



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

小・中学校では、離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の解消が図られ、離島の学校の教育水準の維持向上を図ることができるようになる。

高校では、離島地区に対する特別な加配の維持により、多様な進路希望や学力差に応じた授業編成ができるとともに、理科等において専門的な科目の指導が行き届くようになる。そのことにより、各高校の教育水準の維持と併せて島外への生徒流出を抑えられる。

また、島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島への定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

(項目2)

本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受け入れており、生徒の生活面での支援は、生徒数の増加につながり、交流人口の拡大や地域振興にも寄与する。

32 水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について

【文部科学省】

【提案・要望】

海洋国日本として、水中遺跡の保護や活用は重要な施策であることから、国において水中遺跡の専門的技術の開発や、地方公共団体の技術的支援を継続的に実施できるように、以下について要望する

- 1 水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館に設置すること
- 2 長崎県松浦市鷹島に、上記組織の常設の調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について、国策として取り組むこと

【本県の現状・課題等】

（現状）

松浦市鷹島は、昭和55年から40年にわたり調査が行なわれ、元寇に関する約4千点の遺物が出土するなど、水中遺跡調査の方法や、海中から出土した遺物の保存処理方法を研究する上で、有効な場所である。

平成24年3月に水中遺跡としては、国内で初めて鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定された。長崎県松浦市鷹島では、松浦市や大学等による発掘調査で多くの元寇に関連する遺物が発見され、これまで2隻の構造がわかる元寇船が確認されている。

独立行政法人国立文化財機構のうち九州に唯一設置されている九州国立博物館は地理的優位性を有し、これまでの鷹島神崎遺跡における調査研究の成果をすでに共有していることから、国・県・市の十分な連携が可能な施設である。

国において平成29年10月末にまとめられた報告書「水中遺跡保護の在り方について」の中で、水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構内部に設置することを検討するとの方向性が示されている。

松浦市は、平成29年4月に水中遺跡の保存活用を目的とした「松浦市立水中考古学研究センター」を設置。平成31年度からは専門職員を増員して、鷹島海底遺跡の調査や普及啓発、出土遺物の保存処理に継続して取り組んでいる。令和2年度は、文化庁が主催する「発掘された日本列島2020」展において、これまでの調査成果や松浦市の魅力等を紹介するパネル展示を行うほか、元寇に関連する周辺自治体と「元寇サミット」を開催して、水中遺跡保護の気運醸成に努めることにしている。

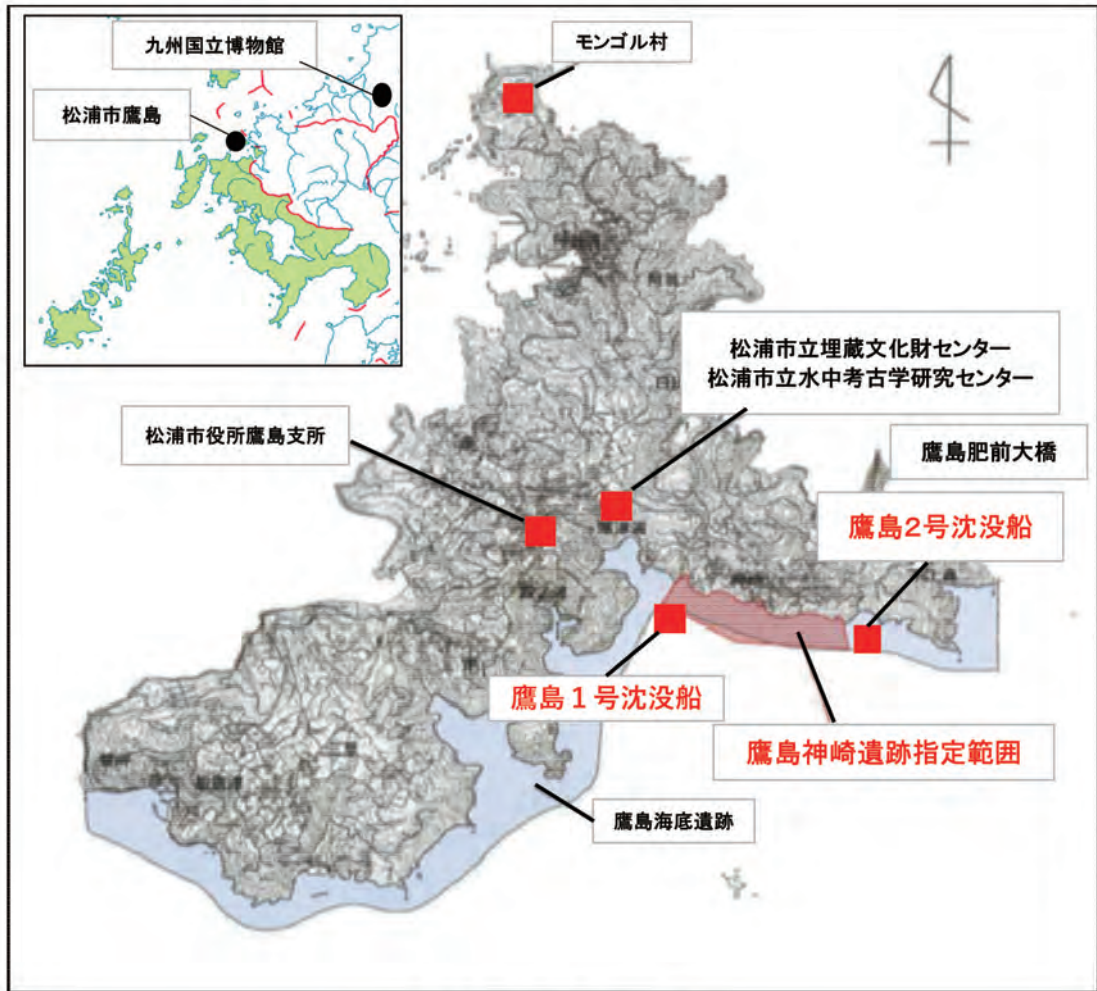
長崎県はこれまでに、松浦市が実施する調査に職員を派遣し、調査協力や遺物の保存処理への技術支援及び指導助言を行っている。また、平成31年度からは、潜水資格を持った専門職員を増員するなど、支援体制を強化したところである。

（課題）

国において、水中遺跡の保護と開発事業間での調整や保存活用の手法等について、一定の方向性が示されたものの、具体的な調査方法や、必要となる技術及び設備等は、示されておらず、地方自治体や大学等が国に先行して独自に実施している状況にある。

水中遺跡は、特殊な条件下での調査・保護が必要であることから、国においては、水中遺跡の標準的な調査基準を策定するとともに、調査研究にかかる専門的技術の強化や専門職員の育成を図るため、専門の組織や調査研究施設を設置する必要がある。

また、水中遺跡の調査により出土した遺物の引揚げや保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のみで対応することは困難である。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



鷹島海底遺跡 2号沈没船

【提案・要望実現の効果】

水中遺跡の調査研究施設が鷹島に設置されることで、「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中遺跡の保護・活用を図ることが可能となる。

また、水中遺跡の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。

33 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理について

【文部科学省、内閣官房】

【提案・要望】

本県に所在する2つの世界遺産について、登録後の保存管理など将来への継承に向けて、専門的見地からの技術的支援及び財政的支援を行うこと

さらに、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「端島炭坑」は、その保存管理が困難なことから、特段の支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」については、今後、将来にわたって世界遺産を継承する責務を果たしていくため、その保存管理にかかる専門的見地からの国の技術的及び財政的支援が必要である。

特に、「潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産委員会決議に示された遺産影響評価の実施等の勧告事項について確実に対応していくことが重要であるとともに、令和3年にはユネスコへ定期報告の提出があることから、引き続き、国の積極的なご支援をお願いしたい。

また、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである「端島炭坑」については、日々風化が進行する世界に類例のない資産となっている。

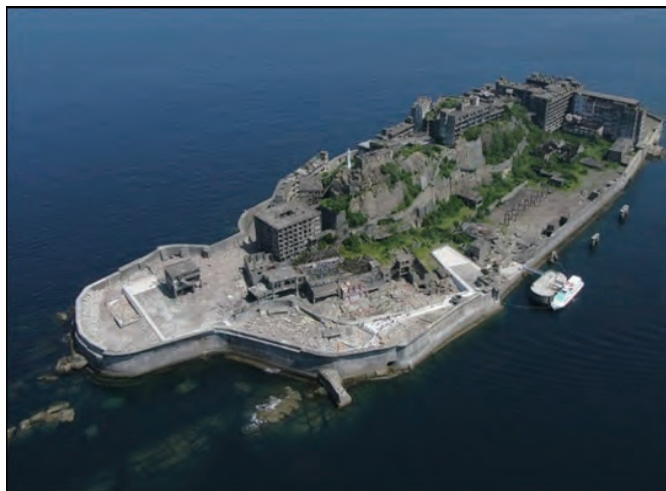
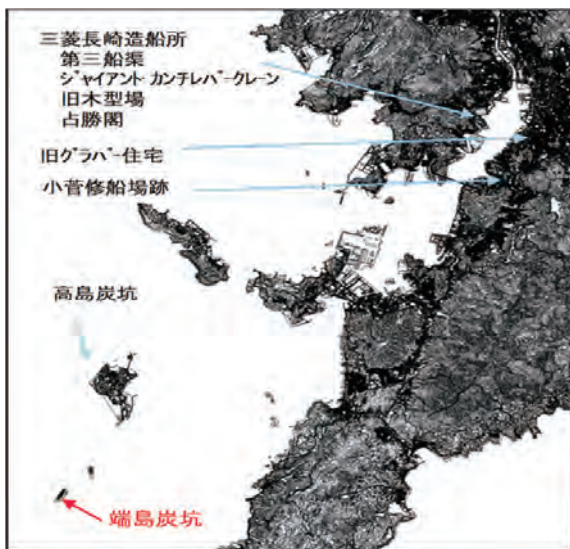
長崎市においては、平成29年11月に平成30年度から3期30年間にわたる具体的な保存管理・整備活用についての計画が示され、一部事業に着手したところであるが、その実現は技術的にも難しく、経費も多額になるなど多くの課題があり、県市レベルでは対応が困難である。このようなことから、端島炭坑跡の保存管理等について、専門的見地からの技術的支援や、国の補助率の嵩上げなどの財政的支援が必要である。

（本県の取組）

「潜伏キリシタン関連遺産」については、関係県市町連携の下、世界遺産委員会決議に示された勧告事項等への対応を適切に進めることができるよう、国の指導をいただきながら取り組んでいる。

また、端島炭坑跡については、長崎市が設置する専門家の委員会（高島炭鉱整備活用委員会）に国の関係者にも参加いただきながら、具体的な工法等の検討を進めている。

○「明治日本の産業革命遺産」のうち長崎県内の構成資産



コンクリート建造物の風化が日々進行している「端島炭坑」

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産

- ①原城跡(南島原市)
- ②平戸の聖地と集落
(春日集落と安満岳)(平戸市)
- ③平戸の聖地と集落
(中江ノ島)(平戸市)
- ④天草の崎津集落(天草市)
- ⑤外海の出津集落(長崎市)
- ⑥外海の大野集落(長崎市)
- ⑦黒島の集落(佐世保市)
- ⑧野崎島の集落跡(小値賀町)
- ⑨頭ヶ島の集落(新上五島町)
- ⑩久賀島の集落(五島市)
- ⑪奈留島の江上集落
(江上天主堂とその周辺)(五島市)
- ⑫大浦天主堂(長崎市)



大規模な耐震・保存修理工事中の黒島天主堂



景観整備を予定している奈留島の江上集落

【提案・要望実現の効果】

本県に所在する2つの世界遺産である「潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の多くが、人口流出や高齢化が進む離島・半島地域に点在しているため、その世界遺産登録の効果は、まさに離島・半島振興の核となるものであり、構成資産の保全をしっかりと図りながらその効果を地域活性化の取組につなげていきたい。